

小売業・飲食店等持続支援事業補助金

よくあるお問い合わせ（FAQ）

下波線部分を追加しています。（6/22 時点）

I 補助要件・金額

- Q1 誰がこの補助金を受け取れるのですか？
- Q2 補助金の対象経費はどのようなものですか？また、補助金額はいくらですか？

II 補助対象

- Q3 中小企業者とは具体的にどのようなものですか？
- Q4 小売業及び飲食店等とは具体的にどのようなものですか？
- Q5 飲食店に納入している卸売業者は補助金の対象になりますか？
- Q6 整骨院（接骨院）を経営しています。対象の業種に当てはまりますか？
- Q7 学習塾を経営しています。対象の業種に当てはまりますか？
- Q8 ヨガ教室を経営しています。対象の業種に当てはまりますか？
- Q9 一つの事業所で補助対象業種と対象外業種の事業を営んでいますが、対象になりますか？
- Q10 自己所有（家族所有）の店舗建物で事業を行っている場合は補助金の対象になりますか？
- Q11 借地している土地に自己所有の建物を建てている場合は補助金の対象になりますか？
- Q12 市内に複数の事業所がある場合は、すべて補助金の対象になりますか？
- Q13 本社は市外ですが、事業所は市内にあります。この場合は補助金の対象になりますか？
- Q14 これから市内で起業する予定ですが補助金の対象になりますか？
- Q15 既に事業を廃止しましたが、補助金の対象になりますか？
- Q16 事業所の廃止（閉鎖）を予定していますが、補助金の対象になりますか？

III 売上減少の比較

- Q17 事業所を開設したばかりで昨年の売上がない場合、どのように申請すればよいですか？
- Q18 市内に複数の事業所がある場合、どのように申請すればよいですか？

IV 添付資料

- Q19 添付資料はどのようなものが必要ですか？
- Q20 対象業種であることを示す書類は、何を添付すればよいですか？
- Q21 売上が減少していることを示す書類は、何を添付すればよいですか？

加古川市補助事業

Q22 営業実態があることを示す書類は、何を添付すればよいですか？

Q23 賃貸借契約書の写しはどのページを提出すればよいですか？

V 申請方法・申請期限・支給方法

Q24 申請手続きはどのように行うのですか？

Q25 申請受付はいつまでですか？

Q26 申請後どのぐらいの期間で補助金が支給されますか？どのように支給されますか？

Q27 複数の事業所の申請を行う場合はどのように手続きを行えばよいですか？

I 補助要件・金額

Q1 誰がこの補助金を受け取れるのですか？

加古川市内の事業所（店舗）で事業を行う中小企業者（個人事業者を含む）で次の要件をすべて満たす場合、補助金の対象になります。

- 【要件1】小売業及び飲食店等を営んでいること
- 【要件2】新型コロナウイルス感染症の影響により、各事業所の令和2年4月から7月のうちいずれか1か月の売上が前年同月の売上に対して20%以上減少していること
※売上比較のため、令和2年4月30日以前に創業している必要があります。
- 【要件3】補助を申請する事業所において、その店舗建物の所有者と賃貸借契約を締結し、当該契約に基づき賃料の支払い義務があること
※店舗建物の所有者が親族又は生計を一にする者ではないこと。また法人の場合、所有者が当該法人の役員及びその家族、従業員でないことが要件です。
- 【要件4】補助を申請する事業所について、申請時点において加古川市中心市街地空き店舗活用促進補助金又は加古川市空き家活用支援事業補助金にかかる補助事業期間中でないこと
- 【要件5】宗教の普及若しくは政治活動を目的とした個人又は団体ではないこと
- 【要件6】暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと

Q2 補助金の対象経費はどのようなものですか？また、補助金額はいくらですか？

補助金の対象は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業に影響が生じた時期以降に発生した各事業所の固定費で、補助金額は10万円です。なお、固定費とは、具体的には地代家賃、人件費、水道光熱費、リース料、減価償却費などのことです。

II 補助対象

Q3 中小企業者とは具体的にどのようなものですか？

中小企業基本法の定める要件を満たす事業者です。下記の表を参考にしてください。

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員
① 小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
② サービス業	5,000万円以下	100人以下
③ その他	3億円以下	300人以下

Q4 小売業及び飲食店等とは具体的にどのようなものですか？

小売業及び飲食店等とは次のアからエに掲げるものをいいます。

- ア 小売業 日本標準産業分類の大分類Iのうち中分類56から61に該当する業種
- イ 飲食店 日本標準産業分類の大分類Mのうち中分類76から77に該当する業種
- ウ 学術研究、専門・技術サービス業 日本標準産業分類の大分類Lのうち中分類71から74に該当する業種
- エ 生活関連サービス業、娯楽業 日本標準産業分類の大分類Nのうち中分類78から80に

加古川市補助事業

該当する業種

※詳細は加古川市補助対象業種一覧をご覧ください。

Q5 飲食店に納入している卸売業者は補助金の対象になりますか？

Q4に掲げた事業者が対象であるため対象にはなりません

Q6 整骨院（接骨院）を営んでいます。対象の業種に当てはまりますか？

整骨院（接骨院）や整体などは日本標準産業分類のなかで療術業に当てはまるものです。補助対象業種には当てはまらないため、対象外となります。

Q7 学習塾を営んでいます。対象の業種に当てはまりますか？

学習塾やそろばん教室などの教育に関する教室は、日本標準産業分類のなかでその他の教育、学習支援業に当てはまるものです。補助対象業種には当てはまらないため、対象外となります。

Q8 ヨガ教室を営んでいます。対象の業種に当てはまりますか？

ヨガ教室などのスポーツに関する教室は、日本標準産業分類のなかでスポーツ・健康教授業に当てはまるものです。補助対象業種に当てはまらないため、対象外となります。なお、補助対象業種であるスポーツ施設提供業はトレーニングジムなどの運動施設を有し、会員に提供する事業所をいいますので、ご注意ください。

Q9 一つの事業所で補助対象業種と対象外業種の事業を営んでいますが、対象になりますか？

補助金の対象業種での売上が前年同月比 20%以上の減少を確認できる場合は対象になります。

Q10 自己所有（家族所有）の店舗建物で事業を行っている場合は補助金の対象になりますか？

賃貸借契約を締結し、賃料を支払っていることが要件となりますので、対象にはなりません。なお、店舗建物の所有者が親族や生計を一にする関係にあるもの、店舗建物の所有者が法人の場合、法人の役員や従業員である場合は、対象にはなりません。また、賃貸人・賃借人ともに法人の場合で、関連企業間での賃貸借契約の場合も対象とはなりません。

Q11 借地している土地に自己所有の建物を建てている場合は補助金の対象になりますか？

申請者と店舗建物の所有者が賃貸借契約を締結し、当該契約に基づく賃料の支払い義務があることを要件としておりますので、地代のみの支払いでは対象とはなりません。

Q12 市内に複数の事業所がある場合は、すべて補助金の対象になりますか？

補助要件に該当する市内事業所であれば、すべて対象になります。

加古川市補助事業

Q13 本社は市外ですが、事業所は市内にあります。この場合は補助金の対象になりますか？
事業所が市内にあれば対象になります。

Q14 これから市内で起業する予定ですが補助金の対象になりますか？

本補助金は売上の減少が要件であるため、起業前の方は対象になりません。加古川駅前中心市街地の空き店舗や市街化調整区域の空き家の活用など、特定の地域で小売業や飲食店を始める場合は別の補助金が申請できる場合があります。令和2年5月1日以降に起業された方については、売上の減少を確認することが出来ないため補助の対象にはなりません。

Q15 既に事業を廃止しましたが、補助金の対象になりますか？

本補助金は事業の維持継続を支援することを目的としています。事業を継続する前提で固定費の支払いにお困りの方が対象となるため、既に廃業されている場合（廃業予定も含む）は対象にはなりません。

Q16 事業所の廃止（閉鎖）を予定していますが、補助金の対象になりますか？

本補助金は対象となる中小企業者の皆様にご活用いただき、市内事業所を維持継続していただくことを目的としています。したがって市内事業所の廃止（閉鎖）を予定している場合は、対象にはなりません。

Ⅲ 売上減少の比較

Q17 事業所を開設したばかりで昨年の売上がない場合、どのように申請すればよいですか？

次のいずれかを前年同月の売上とみなすことにより、売上の減少率を算出してください。

- (1) 令和元年12月の売上
- (2) 事業開始後の連続する3か月間の平均月間売上

Q18 市内に複数の事業所がある場合、どのように申請すればよいですか？

各事業所により売上の減少率が異なるため、20%以上の売上減少となっている事業所のみが補助金の対象になります。複数ある場合は、申請書の続紙に対象事業所の売上や固定費の支払実績額を記載してください。

Ⅳ 添付資料

Q19 添付資料はどのようなものが必要ですか？

添付資料は以下の(1)から(6)に掲げるものを添付してください。

- (1) 対象業種であることを示す書類（法人登記簿謄本又は営業許可証の写し等）
- (2) 店舗建物の賃貸借契約書の写し（賃借料について記載があるもの）
- (3) 売上が減少していることを示す書類（帳簿の写し等）
- (4) 営業実態があることを示す書類（直近の確定申告書の写し等）
- (5) 代表者の本人確認書類※ただし個人事業者の場合に限る。

加古川市補助事業

(運転免許証、パスポートの写し等)

(6) 振込先の金融機関・支店・口座番号・口座名義人がわかる書類(通帳の写し等)

Q20 対象業種であることを示す書類は、何を添付すればよいですか？

兵庫県・市町協調による休業要請事業者経営継続支援金を、既に申請されている事業者の方は、申請の際に提出されたものと同様の書類の写しを提出してください。

具体的には法人登記簿謄本の写し、営業を行うために許可や資格等が必要な場合となる場合は、営業許可証(飲食店営業許可証等)の写しや資格証等の写し、営業内容・業種の分かる書類(会社のパンフレット、ホームページの写し、広告チラシ、業界団体の会員証の写し等)などです。

Q21 売上が減少していることを示す書類は、何を添付すればよいですか？

兵庫県・市町協調による休業要請事業者経営継続支援金を、既に申請されている事業者の方は、申請の際に提出されたものと同様の書類の写しを提出してください。

具体的には帳簿の写し等(総勘定元帳、売上台帳等)です。申請書に記載した売上が分かるよう〇をつけるなど、見やすいように表示してください。事業全体でなく、単独又は複数の事業所で申請する場合は申請する事業所の売上がわかる書類を提出してください。

Q22 営業実態があることを示す書類は、何を添付すればよいですか？

兵庫県・市町協調による休業要請事業者経営継続支援金を、既に申請されている事業者の方は、申請の際に提出されたものと同様の書類の写しを提出してください。

具体的には直近の確定申告の写し(税務署の受付印又は電子申請の受信通知のあるもの。ない場合はその控えでも構いません。)の直近の売上が分かる部分(法人の場合は別表一、個人事業主の場合は確定申告書Bの第一表又は第二表)です。確定申告書では営業活動を行っていることが分からない場合は、直近の月末締め帳簿を添付するなどしてください。

開業後、間もないため確定申告書がない場合は、「税務署に提出した法人設立届出書」又は「個人事業の開業届出書の写し」「健康保険・厚生年金保険新規適用届の写し」「雇用保険の開業届の写し」「開業に係る融資の取引記録」「事業所に必要な設備・機器の納品書」など開業していることが分かる書類のいずれかを提出してください。

Q23 賃貸借契約書の写しはどのページを提出すればよいですか？

賃貸借契約書の中で少なくとも物件の所在(住所)、家賃、契約関係(貸主・借主)の3点が記載されているページの写しを提出してください。テナント事業者の場合、出店契約書の写しでも代用可能です。家賃の振込明細や領収書では代用できませんので、ご注意ください。

V 申請方法・申請期限・支給方法

Q24 申請手続きはどのように行うのですか？

指定の申請書、誓約書に必要事項を記載し添付資料と共に郵送にて提出してください。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、ご持参による提出はご遠慮ください。なお、電子申請の受付は行いません。

Q25 申請受付はいつまでですか？

受付は5月20日（水）から8月31日（月）までです。郵送での申請になりますので、期限にご注意ください。8月31日（月）必着です。

Q26 申請後どのくらいの期間で補助金が支給されますか？どのように支給されますか？

申請受理から支給までは、審査を含めて2～4週間程度を予定しています。支給は申請書に記載の口座に振り込みます。なお、申請書類、添付書類に不備がある場合は審査に時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

Q27 複数の事業所の申請を行う場合はどのように手続きを行えばよいですか？

続紙（申請書の3ページ）を1事業所につき1枚使用し、事業所ごとに内容の記載をお願いします。添付書類は必要に応じて添付してください。

【お問い合わせ先】

加古川市 産業振興課

新型コロナ感染症経済支援担当

電話 079-427-9635